

介護予防・日常生活支援総合事業説明会 事前質問

Q 1 デイサービスで介護予防・日常生活支援総合事業を同時に実施できるか。その場合
どのような方法を取れば良いか。デイサービスとは別な場所で行うことになるのか。

A 1 平成28年度から移行するサービスは、従前の介護予防通所介護に相当するサービス
であるので、これまでの通所介護と介護予防通所介護を実施する場合と同じ方法で
サービスを提供していただくことになる。

Q 2 B類型サービスの実施はどうなるのか。(今後の予定)

A 2 今回移行する現行相当サービス以外の類型については、次年度以降、資源把握等を
進めながら、今後設置予定の生活支援・介護予防サービス体制推進協議体（総合事業
について検討する協議体）において検討を進めることになる。なお、各事業所におい
ても調査等依頼することもあるので協力願いたい。

Q 3 チェックリストでの利用者認定は実施されるのか。今後の予定はあるか。チェッ
クリストによる要支援者の足切りが行われないのか。

A 3 サービスの流れの中で説明したとおり、平成28年度については、現行相当サー
ビスのみの移行となるため、要介護認定申請をした上で、必要なケースのみ基本チェ
ックリストを活用することになる。なお、29年度以降に他の類型が実施される場合は、
改めて基本チェックリスト活用の流れを整理してお示ししたい。

Q 4 現行でも大変厳しい報酬であるが、今後、市の事業として改善されたいが、その見
込はあるか。

A 4 報酬についてご説明したとおり、現行相当サービスについては、従来の介護予防訪
問介護及び通所介護と同じ報酬体系としている。なお、その他類型については、今後
協議体において検討を進めることになるが、総合事業における現行以上の報酬体系の
設定は考えていない。

Q 5 介護保険の指定事業所のみなし指定以外で、A類型事業所はあるか。または、新規
にA類型事業所、B類型事業所を作る場合どのようにすればよいか。

A 5 今後設置予定の生活支援・介護予防サービス体制推進協議体において検討を進める
ことになるので、現時点で市内にA類型は存在しない。ただ、B類型については、多
様な主体が実施するものであるため、総合事業に位置づけるかどうかに関わらず、独
自に仕組みづくりを進めていただくことは歓迎する。

Q 6 従来、要支援者への予防サービスは、指定事業所で一定の質が担保されていたが、今後、市の事業として実施することによる札幌市や他市との財政力によるサービス内容・質の変化はあるか。(長期的に見て)

A 6 総合事業は地域の実情に応じて実施する地域づくりであるので、必ずしも同一の内容になるとは限らない。ただ、今後については、生活支援・介護予防サービス体制推進協議体において時間をかけて検討を進めることになるので、現時点でどのように変化し、他市とどのような違いになるのかは不明。

Q 7 今回の改正で変更する書類はなんですか。

A 7 指定、請求、契約等に係る書類が変更になる。

Q 8 現在介護予防の方も新たに契約書は必要ですか。また、当園では介護予防と通所介護の契約書を一冊にしていますが、別々に作成することが必要ですか。

A 8 新たに変更契約が必要。これまでどおり一冊のまま、別々に作成する必要はない。

Q 9 A型、B型において、事業所登録する方法はどのようになるか。

・申請から指定までの手順、基準、条件、みなし等

A 9 今回移行する現行相当サービスについては、平成27年4月1日時点でみなし指定を受けているため、みなし指定が切れる平成30年4月1日にあらためて市に指定申請をする必要がある。様式等はお示ししたとおりである。A類型、B類型については、今後導入する際にお示しする。

Q 10 既存型とA型、B型におけるサービス内容の内訳、すみわけについて

・国で示されている中には、訪問介護では基本的に専門職が行うべき身体介護と掃除やごみ捨てなど、専門性の低いものとで振り分けを原則にしているようであるが、ある程度それぞれの地域性に応じての設定が可能と解釈もできる。この点について、苫小牧市において、現行相当サービスとA型等とのすみわけ内容をどのように考えているのか。

・同様に、デイサービスについても開催時間やサービス提供内容等のすみわけをどのように考えていったらいいのか。

A 10 すみわけの訪問介護のイメージとしては、市としても同じようなとらえ方をしている。今後の検討の参考にしたい。

Q 1 1 既存のサービスや制度、活動をどう生かしていくのか。

- ・地域支援事業に位置づけられている介護支援いきいきポイント事業などは、訪問介護B型と大きくリンクするのではないかとと思われるが、継続して行っていくのかどうか。
- ・ふれあいサロンについては、どのような基準を設け、既存のサロン活動と新たな形のサロンと分けていくのかどうか。また、補助（助成）等についてはどうなるのか。

A 1 1 すべてをゼロから作っていくことは困難であるので、既存の資源を有効活用することも考えていかなければならないし、今後十分に検討したい。

Q 1 2 それぞれのサービス利用料の設定をどの程度考えているか。

A 1 2 現時点でお示しできるものはない。

Q 1 3 現在の予防給付利用者への周知方法や時期については。

A 1 3 広報とまこまいや市ホームページへの掲載、認定結果通知の際などのチラシの配布、介護保険証に同封するミニパンフへの掲載など、様々な形での周知を考えている。

Q 1 4 予防プランの対象者について。

A 1 4 現行の予防サービスと同様。

Q 1 5 担当者会議等の参集者について。

A 1 5 現行の予防サービスと同様。

Q 1 6 予防のデイサービス、ヘルパー、福祉用具と予防教室の併用について。

A 1 6 現行の予防サービスと同様。

Q 1 7 家事支援やサロンのようなものの受け皿の公表について。

A 1 7 （B類型の話であれば）導入段階でお知らせすることになる。

Q 1 8 サービスの費用はいつから変わるのか。

A 1 8 現行の予防サービスと同様。

Q 1 9 具体的にいつから変わるのか。

A 1 9 平成28年4月1日から実施。

Q 2 0 内容や時間の今後変わりはあるのか。

A 2 0 現行の予防サービスと同様。

Q 2 1 どのような計画になっているのか。

A 2 1 本日説明のとおり。

Q 2 2 平成28年4月からの苫小牧市の明確な指針がわからないので質問もできません。

A 2 2 本日説明のとおり。

Q 2 3 総合事業を先進的に実施しているところの話やその効果、課題などを行政の方で検討しているものについて説明していただきたいです。

A 2 2 本日説明のとおり。

Q 2 4 総合事業についての理解、周知を図るため、市民向け、介護事業所向け、ケアマネと包括向け、それぞれに研修、講演会、説明会等が必要に思います。

A 2 4 今回のような集まりは今後も必要になると考えている。できればサービス事業者どおしの連絡会のようなものを作って、事業者間のつながりができればと考えている。

Q 2 5 事業の移行により、さらに地域づくりが必要になるとは思いますが、どのように地域を作るのか不明である。

A 2 6 今回の改正は介護保険制度の中で、地域づくりを進めていくというもの。したがって様々な人たちと様々な形で意見交換しながら時間をかけて進めていかなければならないと考えている。

Q 2 6 生活支援コーディネーターを配置するだけで実現可能とは思えないが、事前に配置することや複数の配置、行政への配置など必要になって来ると思うがどう考えているのか。

A 2 6 生活支援コーディネーターの配置はスタートであるので、それをもって実現可能になるものではない。まずは全市的な協議体を設置し、協議・検討する中で有効な配置をしていきたいと考えている。

Q 2 7 事業所からの今後についての問い合わせがありますが、まだ決まっておりませんとしか返答ができません。事業所への対応はどのようになっていますか。

A 2 7 今回の説明会が初めての説明の場である。今後、本日説明した内容に基づき、理解を深めていただきながら、4月以降の総合事業実施にご協力願いたい。